

1 身元引受人の有無について

身元引受人がいる場合の取組等は特になし。身元引受人がいない場合の課題等は下記のとおりである。

(1) 課題

帰住地がなく、社会から孤立して不安定な生活に陥り、ホームレス化するなどし、再犯のリスクが高まる。

(2) 対策

ア 更生保護施設への環境調整の推進

身元引受人及び帰住先未定の者に対して、更生保護施設への帰住を促している。

イ 就労支援の促進

身元引受人、帰住地及び出所後の就労先が未定の者に対し、横須賀公共職業安定所（以下「ハローワーク横須賀」という。）と連携して在所中の内定に向けた取組みを実施している。

ウ 福祉的支援

(ア) 特別調整の実施

高齢及び障害等を有する者のうち、帰住地が未定の者に対し、保護観察所の認定の下、神奈川地域生活定着支援センター（以下「神奈川定着」という。）と連携し、在所中の帰住地（グループホームや簡易宿泊所等）確保に向けて取り組んでいる。

(イ) 独自調整の実施

高齢及び障害等を有する者のうち、特別調整対象者に認定されなかった者に対して、施設独自で帰住先（居住支援法人との連携や住宅セーフティネット制度の利用等）確保に向けた取組みを実施している。

(ウ) 更生緊急保護に係る手続きの実施

満期で出所する者で帰住先が未定の者に対し、保護カードを交付し、保護観察所での支援につなげている。

2 生活資金（預貯金等）の有無について

資金等を所持している者に対する取組等は時にない。資金がない者に対しては下記のとおりである。

(1) 課題

出所後の安定した生活が確保できず、窃盗及び詐欺等の再犯のリスクが高まる。（事例：万引き、無銭飲食、置き引き等）

(2) 対策

ア 作業報奨金

刑務所内で実施した作業に伴う報奨金を出所時に交付することで、社会での生活資金の一部として活用している。

イ 就労支援の実施

出所後の生活を安定させるためには、安定した収入が必要であり、在所中から、出所後の就労先の確保に向けた同支援を実施することによって、出所後の円滑な社会復帰を目指す。

ウ 福祉的支援の実施

高齢者や障害等を有する者等の生活困窮者に対し、神奈川定着と連携し、グループホーム等の帰住先を確保するとともに、生活保護申請手続きの援助（付添）等を行っている。

エ その他

- (ア) 乗車保護…出所の際、帰住地までの資金が不足している者に対し、帰住地を管轄する保護観察所や最寄り駅まで車で送迎する
- (イ) 保護移送…受刑者の出所の際の負担を考慮し、あらかじめ受刑中に本人が帰住する最寄りの矯正施設へ移送させる
- (ウ) 旅客運賃割引証の交付…公共交通機関の運賃の半額を国が負担する
- (エ) 更生援助金の活用…更生保護法人神奈川県更生保護協会による帰住に係る一時保護のための資金の援助

3 居住の有無について

帰住地（帰る場所）がある者に対する取組みについては特にはない。帰住地がない者に対しては、下記のとおりである。

(1) 課題

出所後の安定した生活が実現できず、ホームレス化するなどした結果、窃盗等の再犯リスクが高まる。

(2) 対策

身元引受人がない場合の対策と同様に、更生保護施設への環境調整の推進、就労支援の促進及び福祉的支援の実施を行っている。

4 就職の有無について

横須賀刑務支所における就労支援業務について

当支所では、出所後の就労が不確定の者に対し、ハローワーク横須賀（とうろくわーく横須賀）と連携し取り組んでいる。具体的には、ハローワーク横須賀の専門援助部門に所属する職員が、当支所に週3回駐在し、受刑者に対して、就労に関する職業紹介、情報提供及び就労に係る各種指導を行い、在所中の内定に向けた業務を行っている。この結果、在所中に内定を受け職場を確保した者

とできなかった者について、下記のような取組を実施している。

(1) 就労が確保できた者

出所までの期間、必要に応じて定着面接を実施したり、ビジネスマナーの習得等の指導を実施。また、採用企業に対し、内定者の釈放に関する情報等を共有し、出所時の出迎えの有無や出所日の予定等について確認している。

(2) 就労が確保できなかった者

平成29年2月10日付矯正局・厚生労働省職業安定局連名通知「就労支援強化矯正施設について」5イ(1)ウ「帰住予定地管轄安定所と連携した求人開拓」に基づき、本人の同意の下、本人が帰住する地域を管轄するハローワークの専門援助部門担当者に対し、在所中の就労支援の状況等について情報を引き継ぎ、出所後の就労支援の継続を依頼している。

5 釈放時の対応について

受刑者に対して、令和3年1月26日付支所長指示第10号「横須賀家務支所釈放前指導実施要領の制定について」に基づき、円滑な社会復帰を実施させ、再犯を防止するため、実践カリキュラム及び実践プログラムに則り、刑事施設における収容期間その他事情等を考慮して、3日以上4週間以内の釈放前指導期間を定めている。